

(改正後全文)

児 発 第 4 5 8 号
平成10年6月12日

【一部改正】平成18年6月27日雇児発第0627006号
【一部改正】令和元年5月10日子発0510第2号
【一部改正】令和4年2月18日子発0218第10号

各 都 道 府 県 知 事 殿
指 定 都 市 市 長

厚生省児童家庭局長

乳児院病虚弱等児童加算費について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、今般、乳児院に措置されている病虚弱等の乳幼児に対する養育体制の充実を図るため、乳児院病虚弱等児童加算費については、次により取り扱うこととし、平成10年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成5年9月30日児発第842号本職通知「乳児院における病虚弱等児童の処遇の強化について」は廃止する。

1. 目的

乳児院に入所又は一時保護している病虚弱等の乳幼児については、他の乳幼児と比較して、きめ細かい養育が必要であることから、病虚弱等の乳幼児に対し養育体制を充実することにより、入所乳幼児の一層の処遇向上を図ることを目的とするものである。

2. 対象児童

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規程により乳児院に措置された児童（以下「措置入所児童」という。）及び児童福祉法第33条により乳児院に一時保護委託された児童（以下「一時保護委託児童」という。）で、別紙2「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」により、介護度が4度以上に該当する乳幼児とする。

3. 乳児院病虚弱等児童加算費の使途

乳児院病虚弱等児童加算費の使途は、当該児童を養育するための看護師等を採用する人件費や当該児童の日常の生活諸費等に必要な経費であることから、必ずこれらの目的に沿って支出するようにすること。

4. 承認手続等

(1) 該当施設の施設長は、乳児院病虚弱等児童加算費の適用を受けようとする場合は、毎年度、4月1日現在の入所措置児童等を対象とし、別紙1及び別紙2により都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に申請書を提出し、承認を得るものとする。

また、年度途中に入所した措置入所児童及び一時保護委託児童については、その都度、承認を得るものとする。

(2) 都道府県知事等が、前記の承認をする場合には、申請内容等について必要な審査を行い承認するものとし、承認後は速やかに該当施設長へ通知するものとする。

なお、審査に当たっては、児童相談所長や医師等から意見を聞くものとする。

5. 経費

乳児院病虚弱等児童加算費の支弁等については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に定めるところによるものとする。

6. その他

(1) 都道府県知事等は、承認した児童が入所している施設について、監査時等随時、対象児童の介護度の適否、処遇実態及び本加算費の使途状況等について検証し、本通知の目的に沿った適正な運用が図られるよう努めること。

(2) 都道府県知事等は、当分の間、乳児院病虚弱等児童加算費の適用を承認した場合は、適用年度の翌年の4月末日までに別紙様式3により本職あて報告すること。

(3) 「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」は施設長が作成するものとする。

(4) 一時保護委託児童については、保護期間が短期間となる場合が想定されることから、以下の取扱に留意すること。

- ① 調書の作成に当たっては、児童相談所等と連携して、一時保護前の児童の状態から別紙2「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」を作成することも可能であること。
- ② 加算の申請及び承認手続は一時保護委託解除後概ね1か月以内の間は可能とし、承認後は速やかに加算の支弁を行うこと。
- ③ 一時保護委託解除後、措置入所した児童については、別紙2「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」は一時保護委託時、又は措置入所時のいずれかで承認されれば、改めて申請をする必要はないこと。
なお、一時保護委託と措置入所の施設が異なる場合には、改めて申請が必要であること。

別紙1

乳児院病虚弱等児童加算費個別調書（措置入所児童用）

（（元号） 年 月 日現在）

施設名											
児童番号	入所年月日	入所時月齢	介護度算定調書						判定（介護度数）	児童の病虚弱状態及び障害名	備考
			日常介護	療育指導・訓練	処置等介助	観察と対応	通院介助	合計点数			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			

- (注) 1 本調書には、介護度4以上の児童を記載すること。なお、記載した児童については、別紙2の「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」を添付すること。
- 2 本調書の備考欄には、本加算の協議児童のうち、月齢25月を超えて入所措置している場合に、当該児童の措置（延長）理由を記載すること。
- 3 都道府県等における審査の際、児童相談所長や医師等から意見を聞いた場合、備考欄にその内容を記載しておくこと。なお、当該欄に記載しきれない場合は別紙とすること。（様式自由）

乳児院病虚弱等児童加算費個別調書（一時保護委託児童用）

（（元号） 年 月 日現在）

施設名									判定（介 護度数）	児童の病 虚弱状態 及び障害 名	備考
児童番号	委託開 始年月 日	委託開 始時月 齢	介護度算定調書								
			日常介護	療育指 導・訓練	処置等介 助	観察と対 応	通院介助	合計点数			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			
----			点	点	点	点	点	点			

(注) 1 本調書には、介護度4以上の児童を記載すること。なお、記載した児童については、別紙2の「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」を添付すること。

2 都道府県等における審査の際、児童相談所長や医師等から意見を聞いた場合、備考欄にその内容を記載しておくこと。なお、当該欄に記載しきれない場合は別紙とすること。（様式自由）

別紙 2

乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書

(児童の病虚弱状態及び障害名)

施設名

児童番号 — — —

事 項		食 事	着 替 え	入 浴		合 計		
日 常 介 助	健常である乳幼児の 介助に要する時間 (それぞれ1回を基 準とする)	分	分	分	分	分		
	判定対象乳幼児	分	分	分	分	分		
	対象児童と健常児比 較倍率 (小数点以下 第2位まで)	倍率	倍率	倍率	倍率	倍率	平均倍率	点数
療育指導・訓練		運動機 能訓練	言 語 訓 練	視機能訓練	補聴訓練		合 計	
		回	回	回	回	回	回	
		分	分	分	分	分	分	点数
処 置 等 介 助		吸 入	吸 引	皮 膚 疾 患 等 対 ず る 処 置 等	外 科 的 創 処 置		合 計	
		分	分	分	分	分	分	点数
観 察 と 対 応 (1日の総数)		(観察の必要性)					回	点数
通 院 介 助		(通院の必要性)					月 回 週 回	点数
介護度数			度	合計点数			点	

乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書の記載要領

1. 児童番号について

介護度を判定する定時又は随時の協議日を、西暦の下2桁に続き、判定基準月、児童番号、月齢の順に記入すること。

2. 点数について

別添1「乳児院病虚弱等児童加算費の対象児童となる介護度の判定基準点数表」により記入すること。

3. 介護度について

上記2の合計の点数を別添2「乳児院病虚弱等児童加算費介護度表」により区分された介護度を記入すること。

4. 日常介護について

健全である乳幼児の介助に要する時間とは、当該施設において日常必要とする介助時間数で、食事指導、着替え、入浴・沐浴等について、それぞれ1回当たりの時間を基準として記入し、これに見合う判定対象児童の介助動作についてその所要時間等を記入すること。

5. 療育指導・訓練について

脳性麻痺等運動発達の遅れに対する運動機能訓練等を実施している場合や、言語訓練、視機能訓練、行動異常等への個別指導等について、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士等により療育指導・訓練が行われている場合にのみ対象とすること。

したがって、理学療法士、作業療法士等の職員を加配している施設以外は対象としない。

6. 処置等介助について

- (1) 処置等介助とは、喘息等で吸入療法が必要であったり、唾液や分泌物が多く吸引が必要、あるいは熱傷や湿疹等の処置、膀胱・直腸障害による排尿・排便障害に対する導尿や摘便などの介助が必要とされた場合に、医師の指示により看護師が行う、療養上の世話、又は診療の補助を行う行為である。

したがって、医師又は保健師・看護師以外の者が行う医療補助業務は対象とならないこと。

- (2) 日常介助の入浴後に引き続き行う皮膚疾患等に対する処置は、その所要時間を入浴と処置等介助とに厳密に区分すること。

7. 観察と対応について

先天性心疾患で、チアノーゼ発作等心不全兆候を認めたり、唾液や分泌物が多いため呼吸困難を生じやすく常時観察を必要としたり、けいれん発作を頻回に生じ、窒息等の恐れがあるなど、常時濃厚な観察が必要で、医師の指示により看護師等が医療の補助業務又はこれに代わる行為として観察と対応をすることで、その必要性の理由を記入し、1日当たりの回数を基準とすること。

8. 通院介助について

病虚弱児にて易感染傾向を認め、たびたび医療機関を受診する必要があったり、慢性疾患にて定期的に外部の専門医療機関に通院する場合にこれに要する介助業務で、その必要性の理由を記入し、その平均回数を基準とすること。

別添 1

乳児院病虚弱等児童加算費の対象児童となる介護度の判定基準点数表

乳児院病虚弱等児童加算費の支弁対象なる乳幼児の判定は、次の基準に基づきそれぞれの介助等の区分毎に求められた点数の総点数により判定する。

1. 「日常介助」について

健常である乳幼児の食事指導、着替え、入浴・沐浴等の介助のために要している時間を基準とし、判定対象乳幼児に要するそれぞれの時間を求め、その所要倍率により次の点数とする。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 判定対象乳幼児に要する時間が、1.5 倍未満のもの | 0 点 |
| (2) 判定対象乳幼児に要する時間が、1.5 倍以上 2.0 未満のもの | 1 点 |
| (3) 判定対象乳幼児に要する時間が、2.0 倍以上 2.5 未満のもの | 2 点 |
| (4) 判定対象乳幼児に要する時間が、2.5 倍以上のもの | 3 点 |

例えば、健常である乳幼児について、食事 20 分、着替え 5 分、入浴 10 分とした場合、判定対象乳幼児については、食事 25 分、着替え 8 分、入浴 20 分であれば、その判定対象乳幼児の食事が 1.25 倍、着替えが 1.33 倍、入浴が 2.00 倍となり、その平均は 1.53 倍であるから、その点数は 1 点となる。

ただし、入浴後に行う皮膚疾患等に対する処置等は、処置等介助により判定すること。

2. 「療育指導・訓練」について

病虚弱児等に対して医師等の指示に基づき理学療法士、作業療法士等が行う次に示すような指導・訓練を個別に要した時間の 1 日の総時間数により次の点数とする。

したがって、理学療法士、作業療法士等の職員を加配している施設以外は該当しないこと。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 1 日 10 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 0 点 |
| (2) 1 日 10 分以上 20 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 1 点 |
| (3) 1 日 20 分以上 30 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 2 点 |
| (4) 1 日 30 分以上 40 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 3 点 |
| (5) 1 日 40 分以上 50 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 4 点 |
| (6) 1 日 50 分以上の指導・訓練を要する乳幼児 | 5 点 |

①運動機能訓練（脳性麻痺等発達障害児に対する機能訓練）

②言語訓練（言語障害児に対する言語発達訓練）

③視機能訓練（視覚障害児に対する視機能発達訓練）

④補聴訓練（聴覚障害児に対する聴覚機能発達訓練）

⑤その他（チック、多動、自閉症等への個別指導・訓練）

3. 「処置等介助」について

次に示す疾病等について、医師の指示により看護師等が行う医療処置等で、その処置の開始から終了までに要した時間の1日の総時間数により次の点数とする。

- (1) 1日10分未満の処置等を要する乳幼児 0点
- (2) 1日10分以上20分未満の処置等を要する乳幼児 1点
- (3) 1日20分以上30分未満の処置等を要する乳幼児 2点
- (4) 1日30分以上40分未満の処置等を要する乳幼児 3点
- (5) 1日40分以上50分未満の処置等を要する乳幼児 4点
- (6) 1日50分以上の処置等を要する乳幼児 5点

- ①吸入（ぜんそく乳幼児等について行う処置である）
- ②吸引（唾液等の分泌物が多く、呼吸困難を来すおそれのある乳幼児に行う処置である）
- ③皮膚疾患に対する処置（皮膚疾患の予防・治療として軟膏等を塗るなどの処置である）
- ④外科的創処置（外傷や熱傷に対する消毒や包帯交換）
- ⑤その他（上記以外の医学的処置）

4. 「観察と対応」

病虚弱児等、次に示す疾病等に対し医師の指示により看護師等が必要により行う医学的観察行為で、1日当たりの回数を基準として次の点数とする。

- (1) 3回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 0点
- (2) 3回以上5回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 1点
- (3) 5回以上10回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 2点
- (4) 10回以上15回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 3点
- (5) 15回以上20回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 4点
- (6) 20回以上の医学的観察行為が必要な乳幼児 5点

- ①先天性心疾患でチアノーゼ発作等心不全兆候を呈する乳幼児
- ②唾液等の分泌物により気道が閉塞され、呼吸困難を呈する乳幼児
- ③けいれん発作により窒息等のおそれがある乳幼児
- ④その他（多動などに対する観察行為が必要な乳幼児）

5. 「通院介助」について

病虚弱児にて易感染傾向を認め、たびたび医療機関を受診する必要があったり、慢性疾患にて定期的に外部の専門医療機関に通院する場合を対象として、その平均回数により次の点数とする。

- (1) 月に2回以下の通院を行う乳幼児 0点
- (2) 月に3回以上週2回未満の通院を行う乳幼児 1点
- (3) 週に2回以上の通院を行う乳幼児 2点

別添2

乳児院病虚弱等児童加算費介護度表

介護度数	判定基準点数	備考
1度	1点	判定基準点数とは、別添1「乳児院病虚弱等児童加算費の対象児童となる介護度の判定基準点数表」の介助等の区分毎に求められた判定基準点数の合計点数で、これに対応する介護度数のより決定する。
2度	2点以上～4点未満	
3度	4点以上～6点未満	
4度	6点以上～8点未満	
5度	8点以上～10点未満	
6度	10点以上～12点未満	
7度	12点以上～14点未満	
8度	14点以上～16点未満	
9度	16点以上～18点未満	
10度	18点以上～20点未満	
11度	20点	

(記載例)

乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書

重度のアトピー性皮膚炎

精神発達遅滞

施設名 さゆり園

(西暦下2桁-判定月-児童番号-月齢)

児童番号 98-4-1-10

事 項		食 事	着 替 え	入 浴		合 計		
日 常 介 助	健常である乳幼児の 介助に要する時間 (それぞれ1回を基 準とする)	分 20	分 5	分 10	分	分 35		
	判定対象乳幼児	分 25	分 8	分 20	分	分 53		
	対象児童と健常児比 較倍率(小数点以下 第2位まで)	倍率 1.25	倍率 1.33	倍率 2.00	倍率	—	平均倍率 1.53	点数 1
療育指導・訓練		運動機能訓練	言語訓練	視機能訓練	補聴訓練		合 計	
		回 2	回 1	回	回	回	回 3	
		分 15	分 10	分	分	分	分 25	点数 2
処 置 等 介 助		吸 入	吸 引	皮 膚 疾 患 等 対 ず る 処 置 等	外 科 的 創 処 置		合 計	
		分 10	分	分 15	分	分	分 25	点数 2
観 察 と 対 応 (1日の総数)		(観察の必要性) 精神発達遅滞に伴い、多動等が著しく、観察を要 するため。					回 4	点数 1
通 院 介 助		(通院の必要性) 重度のアトピー性皮膚炎の症状が著しく、週2回 の通院を余儀なくされている。					月 回 週2回	点数 2
介護度数			5 度	合計点数		8 点		

別紙 3

(元号) 年度乳児院病虚弱等児童加算費承認結果報告書

都道府県等名

施設名	公私別 経営主 体	定員 〔 暫定 定員 〕 A	措置人 員 B	充足率 B/A	看護師等直接処遇職員の状況			介護度別人員 E			措置入所児童分			一時保護委託児童分			備 考			
					定数	現 員 (定数【 】C)		看護師 充足率 D/C	4	5	6以 上	前年度 加算承 認児童 数	今年度加算協議児童数		前年度 加算承 認児童 数	今年度加算協議児童				
						看護師 D	その他						月齢区分			合 計		人数 F	延べ加 算期間 G	平均加 算日数 G/F
													24月 以内	25月 以上						
		人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	人	人	人	日	日				
						【 】														
						【 】														
						【 】														
合 計																				

- (注) 1 「看護師 D 欄」の【 】内には、看護師の定数を記載すること。
 2 「介護度別人員 E 欄」には、措置入所児童及び一時保護委託児童を合算して記載すること。
 3 本報告書の「備考欄」には、監査児等における検証結果及び月齢 25 月以上の入所措置児童への今後の対応方針等について記載すること。なお、当該欄に記載しきれない場合は、別紙とすること。(様式自由)